

海南省「道の駅」整備基本計画策定業務委託公募仕様書

本仕様書は、海南省が海南省「道の駅」整備基本計画策定業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものとする。

1 業務委託名

海南省「道の駅」整備基本計画策定業務

2 業務委託目的

本業務は、海南省（以下、「本市」という。）が海南省下津町小南地区に整備を予定している「道の駅」について、『海南省「道の駅」基本構想』（以下「基本構想」という。）を踏まえたうえで、本市や周辺の状況、市民の意向や道の駅利用者のニーズに沿った整備を総合的に推進する基本計画を策定することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

4 契約上限金額

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 作業工程計画

受託者は、業務着手にあたり、事前に業務着手届、管理技術者届（氏名、資格、技術資格等の経歴を記載したもの）、作業計画書（工程、作業計画等を記載したもの）を提出し、市の承認をうけなければならない。

6 受託者の責務

- (1) 本業務の受託者は、契約の履行にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため本業務の目的等を十分に理解し、業務を実施するよう技術を発揮するものとする。また「海南省契約事務規則」、『海南省「道の駅」整備基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領』のほか、本仕様書の定めを遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施にあたり、市担当と連絡を密にするとともに、打ち合わせの際には相互に確認する資料として、打ち合わせ記録を作成し、市に提出するものとする。また、市から進捗状況の報告を求められた時は速やかに報告するものとする。

7 協議

本仕様書に定めのない事項または作業の過程において疑義が生じた場合は、本市と受託者がその都度協議し、決定するものとする。

8 損害賠償

本業務中に生じた事故等については、その一切を受託者が負うものとし、事故等が生じた場合は、速やかに本市に報告するものとする。

9 完了検査

受託者は完成した成果品を本市に提出し、完了検査をうけ、検査の合格をもって業務完了とする。なお、業務完了後に成果品の内容等に誤り等が発見された場合は、受託者の責任において速やかに修正するものとする。

10 業務内容

(1) 計画にあたる事前準備

本業務に着手するにあたり、業務の概要、実施方針、作業計画書、技術者の配置計画、打ち合わせ計画等を取りまとめた計画書を作成し、本市に提出するものとする。

(2) 道の駅整備基本計画の策定及び策定支援

① 導入機能等の整理

新たに整備を進める道の駅の導入機能について、基本構想を参考に整理する。

② 道の駅に関する様々な項目の検討

(ア) 施設規模の検討

基本構想「みかんとお菓子の郷 しもつ」のコンセプトに沿い、道の駅に必要と考えられる機能を精査し、利用見込み者数の算定及び施設規模の検討を行う。

- ・駐車場の規模「道路設計要領設計編（国土交通省中部地方整備局）」を準用し算定
- ・トイレ及び休憩・情報発信施設の規模「設計要領第六集建築施設編（高速道路株式会社）」を準用し、算定。
- ・農水産物直売施設・飲食施設等の「基本構想」で示した地域連携機能について、既に設置されている他の道の駅を参考にして算定。

(イ) 施設配置計画の検討

導入施設、導入規模等を踏まえた施設配置計画の検討を行う。検討にあたっては、複数のゾーニング計画・動線計画について、比較検討・提案し、配置方針を決定すること。また、これら配置計画を踏まえ、施設イメージの検討・提案も行う。

(ウ) 道の駅設置により期待できる効果の測定

- ・ 交流人口の拡大の観点から、想定入込客数を算定
- ・ 国道42号及び海南湯浅道路の交通量や近郊観光施設等へ観光客の世代別来場者数等を参考に想定入込客数を算定。また、本市を訪れる観光客の世代、ニーズ等も調査すること。
- ・ 市民生活の利便性向上の観点から、市民生活の利便性向上に資する機能、効果について考察（以下※ニーズ調査参考）。
- ・ 市の産業振興の観点から、道の駅の想定雇用者数や想定売上額、農水産商業・観光産業など、地域経済への波及効果等について考察すること。

(エ) 歴史、文化、景観などの魅力の調査等、地域資源に関する調査

建設予定地である下津町地区は、国指定文化財が多く、特に国宝建造物は県内に7つあるうち4つが下津町地域にあるなど文化財の宝庫と言われている。また、みかん発祥の地やお菓子の祖を祀る橋本神社等もあることから、これらの資源を調査・研究し、ストーリーとヒストリーを併せ持つ道の駅の整備を検討すること。

(オ) 全国の道の駅等の事例調査

全国の道の駅の事例を調査し、本市に現状を踏まえ、活用できる見込みの事例を検討すること。

(カ) 整備・管理運営手法の検討

PFI事業等の民間活力の導入をはじめ、想定される整備・管理運営手法について、本市における現状や課題を踏まえて整理し、検討・提案すること。

(キ) 概算事業費

施設の規模及び施設配置計画等の検討を踏まえ、概算事業費を算出すること。

(ク) 本事業に利用可能な補助制度の整理

施設建設等、本事業にかかる経費に対し、利用可能な補助制度について整理検討し、提案すること

(ケ) 収支見込の算出

様々な検討の結果から、道の駅の整備にかかる収支見込について試算すること。

(コ) 課題の整理と工程表の策定

下津町小南地区に整備を進める道の駅に存在する課題の抽出及び整理を行うとともに、本事業全体の整備スケジュール（工程表）を策定し、詳細な検討を行うこと。

③ニーズ調査（把握）

基本計画に市民の意見を反映させるとともに、市民生活の利便性向上に資する機能、効果等について明らかにするため、地域住民や農水産商業関係者、地域団体等に対して必要な調査を実施すること。

（ア）地域住民ニーズ調査

道の駅に備えるべき機能を明確にするため、地域住民を対象としたニーズ調査を実施。また、ニーズ調査の結果を基に、地域住民が日常生活において、どのような商品をどこで購入しているか取りまとめ、商圈エリアを明確にすること。

（イ）地域団体等ニーズ調査

地域団体等が道の駅を利用することも考えられることから、地域団体等に対してニーズ調査を実施し、道の駅の地域振興施設として考えられる機能等について把握すること。

（ウ）農水産商業関係者ニーズ調査

道の駅で農水産物や加工品のほか、工芸品等の土産品を提供するため、農水産商業関係者に対して、商品内容や提供可能な数量、新たな商品の開発等について調査を行うこと。

(3) 懇話会及び検討会の運営支援

専門的な視点及び幅広い視点での意見を聴取するため、有識者や関係団体、市民の代表等で構成する『海南市「道の駅」整備検討懇話会』や様々な観点から庁内横断的に協議・検討を進めるために市関係部課で構成する『海南市「道の駅」整備検討会』について、運営支援を行うこと。

① 懇話会・検討会の運営支援

各3回程度を予定している会議の資料作成及び会議への同席、記録を行うこと。

(4) 関係機関協議支援

国県等の関係機関と調整するために用いる関係資料を作成すること。

(5) 打合せ会議

本業務に関して、適宜、本市と受託者と打ち合わせの会議を持つほか、必要に応じて電話、電子メール等で協議を行うこと。

1.1 成果品

本事業の成果品は、次のとおり事業完了後に提出することとし、それぞれ印刷製本したものを5部及び電子データ（PDFファイル及び加筆修正できる電子データファイル）を格納したCD-RまたはDVD-Rの媒体に記録し、納品すること。

- (1) 計画書
- (2) 計画書概要版
- (3) 懇話会・検討会資料
- (4) 調査等の取りまとめた資料
- (5) 電子データ

1 2 参考文献等の明記

計画書等に写真や文献・資料を引用する際は、著作権侵害等の問題を起こさないよう、対応することとし、必要に応じて文献・資料の引用先等について明記すること。

1 3 権利の帰属

本業務により製作された資料等に係る著作権及び所有権は、市に帰属するものとし、委託料の支払完了と同時に受託者から市に移転する。なお、本業務における成果品を市の許可なく他に公表、貸与または使用してはならない。